

弁護士会等の活動の活性化のための費用の補助に関する規則（規則第百九十五号）中一部改正

弁護士会等の活動の活性化のための費用の補助に関する規則（規則第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下補助金」を「以下「補助金」に改める。

第二条第一号中「弁護士会等が」の下に「あらかじめ」を加え、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 やむを得ない事由により前号の承認を得ずに弁護士会等が開催した行事の開催費用であつて、会長が補助金の支給を相当と認めるもの

第三条第一項中「前条第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第二項中「前条第二号」を「前条第三号」に改める。

第六条第一項に次の一号を加える。

三 第二条第二号に掲げる費用にあつては、同条第一号の承認を得ることができなかった事由

附 則

第一条、第二条、第三条第一項及び第二項並びに第六条第一項第三号（新設）の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。